

## 年 間 行 事

名称、提唱日	趣 旨
○世界自閉症啓発デー ○4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組みが始まった。
○発達障害啓発週間 ○4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障害について広く啓発活動を行う週間としている。
○児童福祉週間 ○5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」を中心とした児童福祉週間において、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていくもの。
○看護週間 ○5月9日～15日 看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女を問わずだれもが育むきっかけとする。
○禁煙週間 ○5月31日～6月6日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
○不正大麻・けし撲滅運動 月間 ○5月～6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る
○水道週間 ○6月1日～7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資するための週間。
○H I V検査普及週間 ○6月1日～7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起しH I V検査の普及啓発を図る。
○歯の衛生週間 ○6月4日～10日	歯の衛生に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
○食育月間 ○6月1日～30日  ○食育の日 ○毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。
○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間 ○6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。
○愛の血液助け合い運動 ○7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
○青少年の非行・被害防止 全国強調月間 ○7月	社会環境の変化により、青少年を取り巻く環境は、非行・保護の両面で予断を許さない状況にある。そこで、学校が夏休みに入る7月を左記月間と定め、青少年の非行防止等について県民の理解を深め、関係機関・団体、地域住民等が協働して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境浄化等の取組みを集中的に実施する。
○食品衛生月間 ○8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。

名称、提唱日	趣 旨
○がん制圧月間 ○9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広くPRするため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
○自殺予防週間 ○9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が定めた週間。命の大切さや、自殺予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
○老人週間 ○9月15日～21日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
○動物愛護週間 ○9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
○結核予防週間 ○9月24日～30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 ○10月1日～31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
○里親を求める運動 ○10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親をを求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。
○薬と健康の週間 ○10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
○第59回精神保健福祉普及運動週間 ○10月24日～30日	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
○麻薬・覚せい剤乱用防止運動月間 ○10月1日～11月30日	麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。
○介護の日 ○11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日
○子ども・若者育成支援強調月間 ○11月1日～30日	少年非行や子どもが被害者となる事件の発生、若者の雇用情勢の悪化やニート・引きこもり問題など子ども・若者を巡る情勢は厳しさを増しており、関係機関・団体や地域住民など社会全体で子ども・若者の育成を支援する取組等が求められている。そこで、子ども・若者育成支援に関する県民の理解を深め、支援の広がりとその定着を図るため、11月を左記月間と定め、子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施する。
○児童虐待防止推進月間 ○11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施する。

名称、提唱日	趣 旨
○女性に対する暴力をなくす運動 ○11月12～25日	関係機関・団体等が連携・協力し、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施する。
○糖尿病週間 ○11月14日～20日  ○世界糖尿病デー ○11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。
○世界エイズデー ○12月1日	エイズに関する正しい知識について普及啓発し、エイズのまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る。
○国際障害者デー ○12月3日	障害者問題への理解促進、障害者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
○障害者週間 ○12月3日～9日	国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第7条に明記されている。
○はたちの献血キャンペーン ○1月1日～2月28日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。
○自殺対策強化月間 ○3月1日～31日	平成22年2月5日に、国の自殺総合対策会議において「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が決定された。その中で、自殺者数が最も多い3月を自殺対策強化月間と定め、様々な機関や団体との連携のもと当事者が支援を求めやすい環境づくりを推進することとしている
○しまね家庭の日 ○毎月第3日曜日	「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。